

## ⚠️ ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約に伴う大切な事項、必要な知識等についてご説明しています。必ずあわせてご一読のうえ、大切に保管してください。

### 「ご契約のしおり・約款」記載事項例

- お申込の撤回等(クーリング・オフ)について
- 健康状態等の告知義務について
- 年金等をお支払いできない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 契約内容の変更等について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

この保険商品のご契約の検討にあたっては、必ず販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。

## ⚠️ この保険で適用される諸利率についてはPGF生命ホームページをご覧ください。

 PGF生命ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

これらの利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により見直しを行い変更されます。

### 生命保険募集人 について


募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、PGF生命が承諾したときに有効に成立します。生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。なお、募集代理店の担当者(生命保険募集人)に関しまして確認をご希望の場合には、PGF生命コールセンターまでお問い合わせください。


### 募集代理店 からの ご説明事項

- 本商品にご契約いただくか否かが、当募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。**このため預金とは異なり、元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。**
- 保険業法上の規制に基づき、お客さまの勤務先もしくは当募集代理店への融資申込状況等により、当募集代理店でお申込みいただけない場合があります。

「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット」に記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、PGF生命所定の範囲内でのお取扱いとなり将来変更される可能性があります。


各種お手続きやご契約内容のご照会等はPGF生命コールセンターまでお問い合わせください。

 **PGF生命コールセンター**  
通話料 無料 **0120-56-2269** コール ジ ブ ロック <受付時間>平日8:30~20:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)  
※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

 経験豊かなオペレーターが親切・丁寧にご案内します。

- **主なご利用内容**
- 引越されたとき
- 結婚されたとき
- 保険証券を紛失されたとき
- 家族年金等をご請求される時\*
- 解約されたとき
- 各種お問い合わせ、ご相談等

\*家族年金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命までご連絡ください。

 **UD FONT** 見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

募集代理店

 **三井住友銀行**  
SMBC

株式会社三井住友銀行

本商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険商品です。  
したがって、ご契約後のご照会は引受保険会社までお願いします。

引受保険会社

**プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社**

本社/〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

PGF生命コールセンター 通話料 無料 **0120-56-2269** コール ジ ブ ロック  
※携帯電話、PHSからもご利用になれます。

受付時間/平日 8:30~20:00  
土曜 9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

ホームページ <http://www.pgf-life.co.jp>

SM-482113-03 PGF-A-2015-021(2015.4.1)



Prudential

定期保険  
(無配当)

平成27年4月版



# PGF家族収入保険

就労不能障害保障型家族収入保険



## 重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼パンフレット

ご契約前に必ずお読みください。

「重要事項に関するお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

■パンフレット：1~18ページ ■契約概要：19~28ページ ■注意喚起情報：29~36ページ

この商品はPGF生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金ではありません。

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。

募集代理店

 **三井住友銀行**  
SMBC

株式会社三井住友銀行

引受保険会社

**PGF生命**



## 父が遺してくれた「支え」

ESSAY

生命保険協会  
「2000年エッセイ」

父が他界したのは私が二十才の時。亡くなる少し前、「保険がおけるから」と繰り返すので、そんなこと言わないでと責めたことがある。父は目を閉じ、声をたてずに泣いていた。

先日、母に「あの預金で旅行にでも行ってあげればいいのに」と言うと、すぐに拒まれた。母はこれまで父の死亡保険金に手をつけたことがない。「今までやってこられたのは、あのお金のおかげよ。ギリギリに追い詰められるまでは絶対に使うまいって、がんばってきたんだから」

母の言葉に、父の顔が浮かんだ。「天の上でほやいているかもよ。『俺がせっかく遺してやったのに使えない。かわいくないヤツだ』って」

母は笑いながら、首を横に振った。「でも、すごく感謝してるわ。いざとなったら引き出せるお金があるって大きな支えよ」

その言葉を聞いて、私はあることを思い出した。父に保険のことを言うのはやめたと訴えたあの日、付き添いの方に言われたのだ。「お父さんは家族に『支え』を遺したい一心なのよ」と。そういえば、大黒柱たる者にこだわり、とにかく私たちを守ってくれる人だった。

父の想いはしっかりと生きている。保険のお金を一円たりとも使わないことが、母を今まで支えてきたのだ。父が遺したお金をあてにするのではなく支えにしてきた母、これからも強く堅実に生きていくに違いない。我が家の大黒柱はやはり永遠に父のようだ。

「家族をまもる」ということ。

人生には、さまざまなリスクが潜んでいます。

重大な病気になる。  
仕事を続けることができなくなる。  
場合によっては、命を落とす。

いずれも、あってはならないことですがそれが起きてしまったときに、しっかり家族の生活がまもられる、この仕組みこそがまさしく「生命保険」です。

どんなことがあっても大切な家族をまもりたい。そう考えておられている方にこの保険をご提案します。

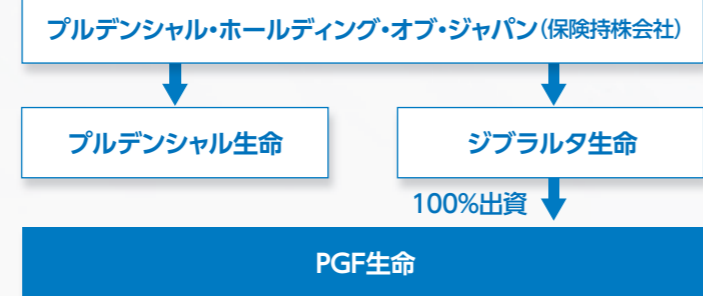


PGF生命はグローバルに展開する米国の金融サービス機関「プルデンシャル・ファイナンシャル」の一員です。

### PGF生命について

当社は日本のプルデンシャル・グループにおける代理店チャネル専門会社として、2010年8月より、バンカシュアランス\*を中心に事業を展開しております。  
\*「バンカシュアランス」とは、金融機関代理店を通じた生命保険の販売を意味します。

【日本におけるプルデンシャル・グループの生命保険事業について】



◀本社 プルデンシャルタワー(東京 永田町)

「PGF生命」は「プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命」の略称です。





# 「万一」に備えることはもちろんのこと 「働けなくなることも」備えるべきリスクといえます。



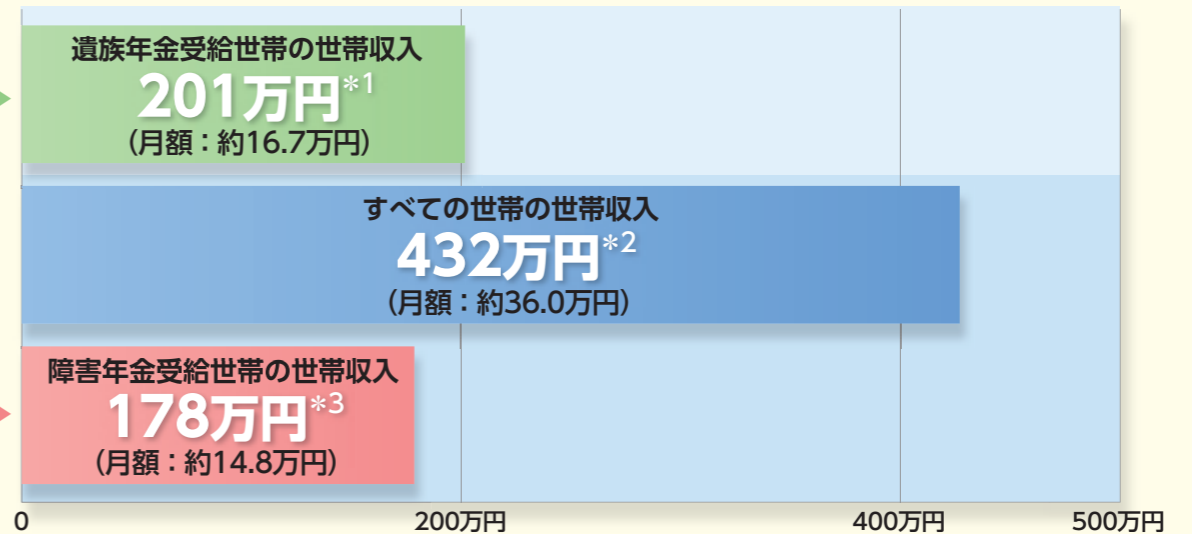
## 「万一のこと」が起きてしまったとき

世帯主に「万一のこと」が起きてしまったとき、のこされたご家族の生活はどうなるのでしょうか？公的年金制度から「遺族年金」が支給されることがありますが、それだけでは、必要となる生活費や子どもの教育費等に足りない場合もあります。

## 障害状態で「働けなくなった」とき

「万一のこと」が起こったときと同様に障害状態になって「働けなくなることも」深刻です。公的年金制度から「障害年金」が支給されたとしても、それまでよりも収入が減少することが考えられます。さらに治療や介護の費用がかかる場合もあります。

■ 世帯種類別世帯収入の中央値



※中央値とは世帯収入の低いものから高いものへと順に並べて2等分した境界となる値をいいます。

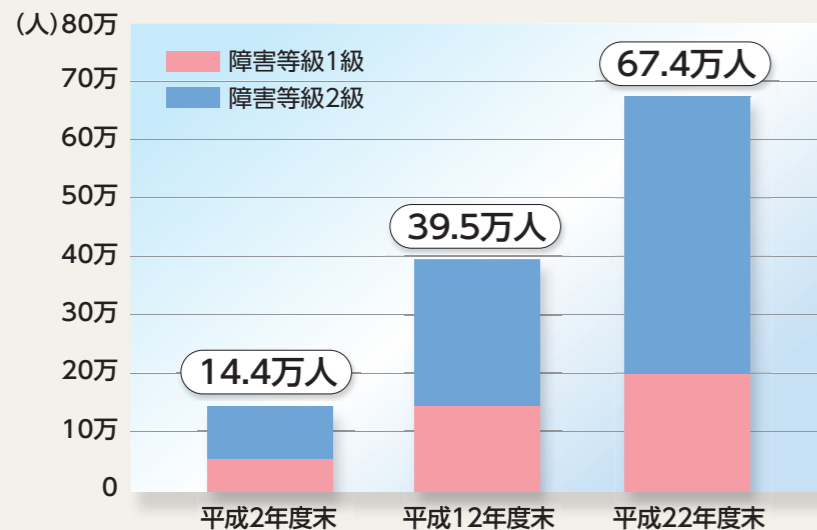
\*1 厚生労働省「平成22年 年金制度基礎調査(遺族年金受給者実態調査)」 \*2 厚生労働省「平成24年 国民生活基礎調査」

\*3 厚生労働省「平成21年 年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」

障害状態で「働けなくなる」ことは、身近な問題として考える必要があるかもしれません。

障害基礎年金の受給者数は平成22年度末で約67万人となっています。とくに障害等級2級に認定される方が多いようです。

■ 障害基礎年金1級・2級 受給者数



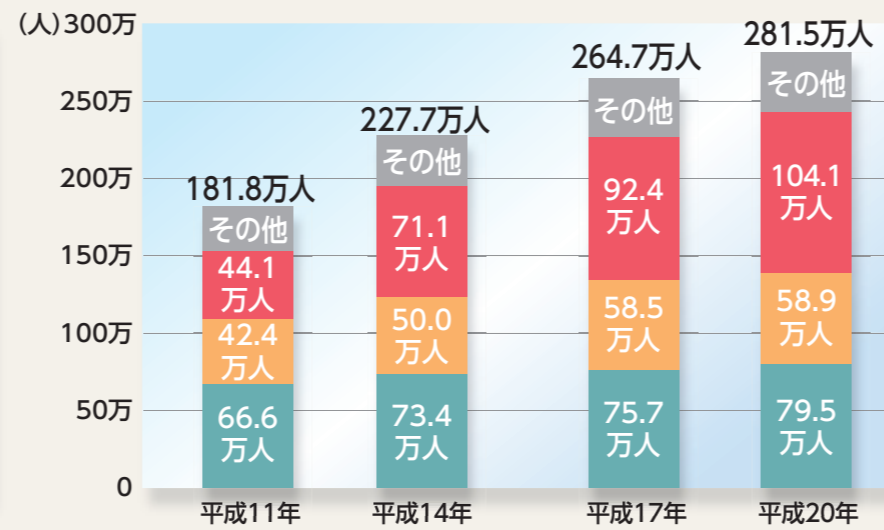
※社会保険庁「事業年報」、厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

※20歳前障害による受給者を除いた数値

※障害基礎年金の支給要件(障害等級1級または2級)については、21ページの「国民年金法施行令第4条の6別表」をご覧ください。

ストレス社会の現代、うつ病等の精神の障害が増加傾向にあります。精神の障害が原因で、働けなくなるリスクもあります。

■ 精神および行動の障害 総患者数



※厚生労働省「患者調査」

障害状態で働けなくなったときに、治療や介護の費用がかかる場合もあり、毎月必要となる資金の確保は大切です。

■ 世帯主が就労不能となった場合に必要と考える生活資金月額

月額平均 **29.4万円**

※生命保険文化センター「平成24年度 生命保険に関する全国実態調査」

障害年金について

障害年金とは、老齢年金、遺族年金と同じ公的年金の1つです。

【支給要件】

- 国民年金に加入している間に初診日があること  
※20歳前や、60歳以上65歳未満(年金に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます。
- 一定の障害の状態にあること
- 保険料納付要件  
初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。  
(1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること  
(2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

【障害認定時】

- 初めて医師の診察を受けたときから、1年6か月経過したとき(その間に治った場合は治ったとき)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき。

※日本年金機構ホームページより(平成27年1月現在(将来変更となる可能性があります))

※上記の他にも必要となる条件や特例措置が適用される場合もあります。



PGF家族収入保険は、幅広い保障範囲で、大切な家族の生活を守ります。

**ポイント 1** 「万一」の場合、毎月一定額の年金を受け取れます。

例えば…

病気や事故等で、お亡くなりになったとき。

### 家族年金

保険期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、保険期間満了まで毎月お受取りいただけます。

7~8ページをご覧ください



**ポイント 2** 「働けなくなった」場合\*1、毎月一定額の年金を受け取れます。

\*1 所定の就労不能障害状態(所定の精神の障害を除く)に該当した場合に限ります。

例えば…

両眼の矯正視力の和が0.08以下となり、障害基礎年金の支給要件(障害等級1級または2級)に該当したとき。

### 就労不能障害年金

保険期間中に被保険者が所定の就労不能障害状態に該当された場合、保険期間満了まで毎月お受取りいただけます。

※所定の就労不能障害状態について、くわしくは9~10ページをご覧ください。

9~10ページをご覧ください



**ポイント 3** 「精神の障害」の場合\*2、特定障害年金を3年間受け取れます。

\*2 所定の精神の障害に該当した場合に限ります。

例えば…

うつ病によって、日常生活に著しい制限を受ける状態が180日以上継続したと医師に診断されたとき。

### 特定障害年金

保険期間中に被保険者が所定の精神の障害に該当した場合、**3年間**、毎月お受取りいただけます。

※所定の精神の障害について、くわしくは13ページをご覧ください。

13ページをご覧ください



**ポイント 4** 「高度障害状態」の場合\*3、毎月一定額の年金を受け取れます。

\*3 所定の高度障害状態に該当した場合に限ります。

例えば…

運動中の事故で脊椎を損傷して、中枢神経系に著しい障害を残し終身常に介護が必要になったとき。

### 高度障害年金

保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態に該当された場合、保険期間満了まで毎月お受取りいただけます。

※所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「別表1 対象となる高度障害状態」をご覧ください。

14ページをご覧ください



◎保険期間満了前5年以内に所定の支払事由に該当したときは5年間の年金支払を保証します  
※上記の各年金をお支払いする場合の例示については、年金の支払事由の対象をイメージする

(特定障害年金を除く)。ために、簡略化した表現を用いています。

**さらに** 保険料払込免除特約I型を付加することで三大疾病にそなえることができます

「保険料払込免除特約I型」を付加していただくと、保険料払込期間中に所定の三大疾病とともに、所定の既払込保険料相当額をお支払いします。保険料の負担を気にすることなく、※本特約を付加した場合、保険料は高くなります。 \*免除事由に該当する所定の状態については、22

(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し所定の状態\*に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除される治療に専念していただくことができます。~23ページの「保険料払込免除特約I型」をご覧ください。





# 合理的な仕組みで、「必要な保障」を「必要なだけ」確保 できます。

一般的には、時間の経過とともに必要保障額は逡減していきます。逡減する必要保障額にあわせて、家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の受取総額も逡減する仕組みですので、合理的に必要保障額を確保することができます。

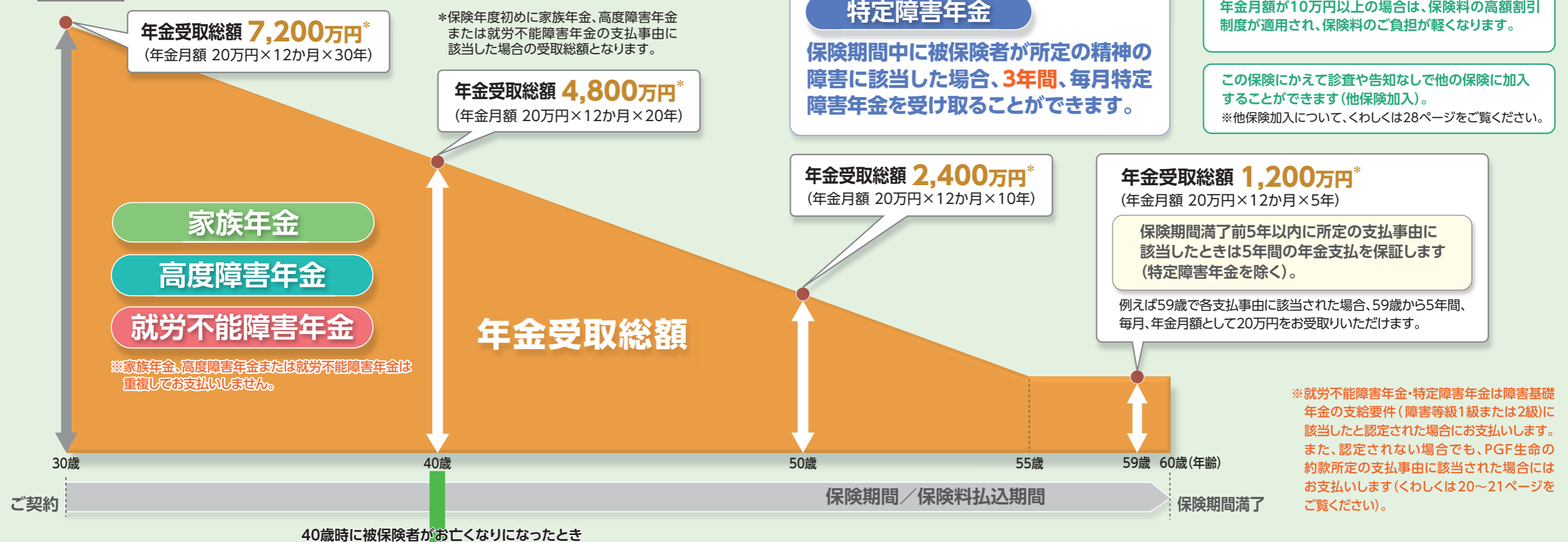
## ご契約例

- 契約年齢(被保険者): 30歳(男性)
  - 保険期間: 60歳満了
  - 年金月額: 20万円
  - 保険料払込期間: 60歳まで
  - 月払保険料(主契約/口座振替扱い)\*: 8,420円
- \* 当ご契約例および平成27年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出した保険料について  
当ご契約例では、被保険者が支払事由に該当した場合、保険期間満了まで年金月額20万円(年金年額240万円)が支払われます。なお、年金月額は最低5万円(1万円単位)よりお申込みいただけます。

期間: 60歳まで ● 月払保険料(主契約/口座振替扱い)\*: 8,420円  
記載しています。

240万円)が支払われます。なお、年金月額は最低5万円(1万円単位)よりお申込みいただけます。

イメージ図 (年金受取総額の推移)



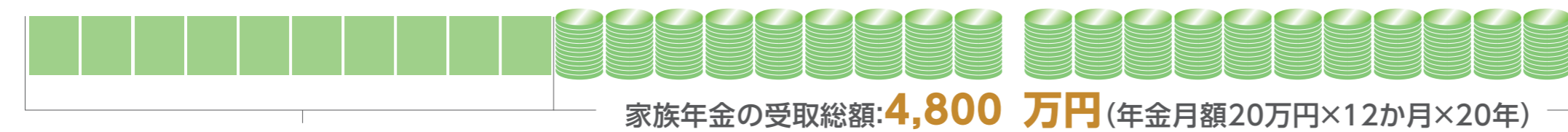
## ポイント 1

### 家族年金

例えば...  
**病気や事故等で、お亡くなりになったとき。**

保険期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、保険期間満了まで毎月お受取りいただけます。

### 40歳時に万一が発生し、家族年金を受け取る場合



年金での受け取りに代えて一括(一時金)で受け取ることもできます

一時金で受け取る場合  
**約4,093万円**

PGF家族収入保険は、万一の保障に加え、  
あなたが働けなくなったときの「もしも」についても 保障します。



ポイント  
2

就労不能障害年金 「働けなくなった」 場合、毎月一定額の年金を受け取れます。

例えば…



- 関節リウマチにより杖がないと歩けなくなり障害等級2級に認定された。
- 脳腫瘍によって左上下肢に麻痺がのこり、階段の上り下りができなくなり障害等級2級に認定された。

※等級の認定は症状等から総合的に判断されるため上記例でも等級認定が異なることがあります。

例えば…

PGF生命所定の障害状態に該当するか、もしくはPGF生命所定の判定基準をみたし、所定の障害状態が180日以上継続したと医師に診断された場合。

- 心臓病が悪化し心臓移植を受けた。
- 慢性腎不全が悪化し、永続的な人工透析療法を受けている。
- 交通事故によって平衡機能に著しい障害を負い直線で10メートルも歩けなくなった。

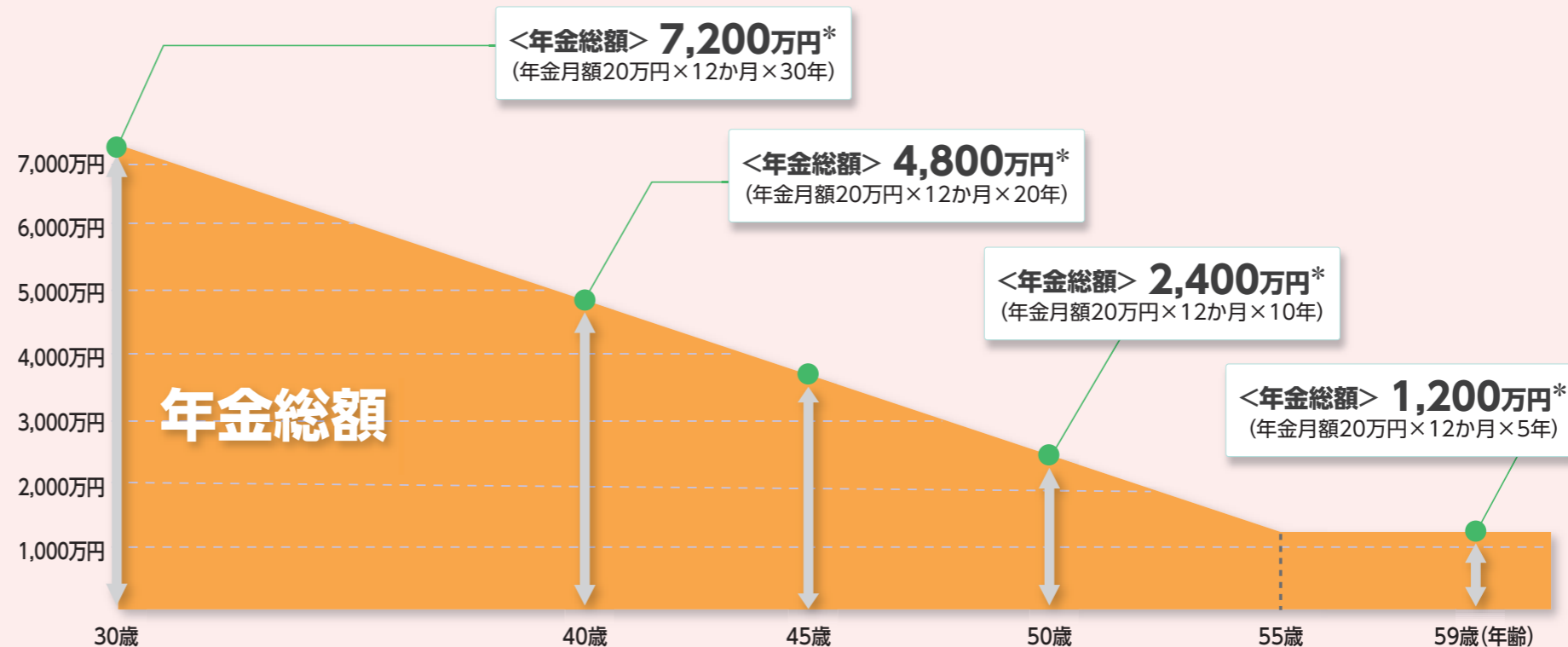
保険期間中に被保険者が所定の就労不能障害状態\*1に該当された場合、保険期間満了まで毎月お受取りいただけます。

\*1 所定の就労不能障害状態とは、つぎの(1)\*2または(2)\*3のいずれかに該当した場合をいいます。  
 (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたとき。  
 (2) (1)以外にも、PGF生命の約款所定の支払事由に該当したとき。  
 \*2 くわしくは21ページの「国民年金法施行令第4条の6別表」および「ご契約のしおり・約款」別表43をご覧ください。  
 \*3 くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43、44をご覧ください。

[ 就労不能障害年金の受取例 ]

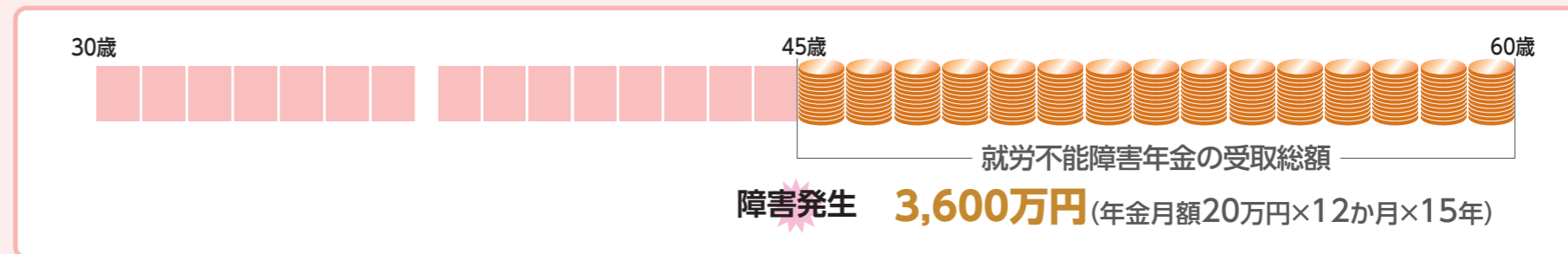
【ご契約例】 ● 契約年齢(被保険者)：30歳 ● 保険期間：60歳満了 ● 年金月額：20万円 ● 保険料払込期間：60歳まで

イメージ図



\*保険年度初めに就労不能障害年金の支払事由に該当した場合の受取総額となります。

45歳時に所定の就労不能障害状態に該当し、就労不能障害年金を受け取る場合







# 「必要な保障」とは、どれくらいあればよいのか考えてみましょう。

必要保障額は、「万一のこと」があったときや「働けなくなったとき」今の生活を維持していくためにどれくらいのお金が不足するのか？ といった視点で考えるとわかりやすくなります。

たとえば、ご主人に万一のことがあった場合

## 死亡



公的な制度から遺族年金が支給されます。  
受取額は家族構成や亡くなった方の職業によって異なります。

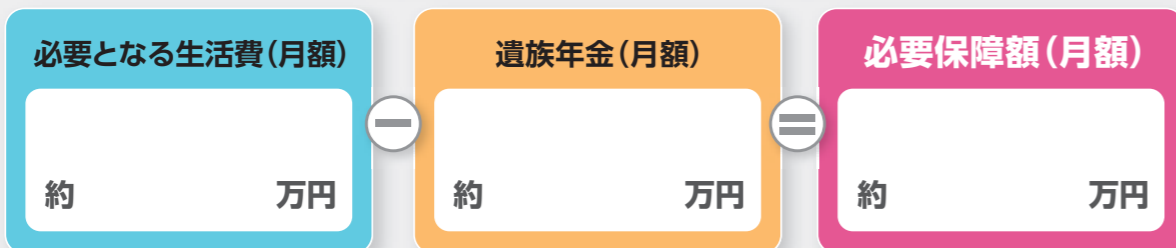
[ご家族が受け取ることのできるひと月あたりの遺族年金]

(平成26年度価格)

		会社員世帯	公務員・教員世帯	自営業世帯
		遺族基礎年金 + 遺族厚生年金	遺族基礎年金 + 遺族共済年金	遺族基礎年金
子3人の場合		約15.6万円	約16.6万円	約10.8万円
子2人の場合		約15.0万円	約16.0万円	約10.1万円
子1人の場合		約13.1万円	約14.1万円	約8.3万円
子がないとき	妻が40歳未満	約4.9万円	約5.8万円	なし
	妻が40歳～65歳未満 (中高齢寡婦加算を含む)	約9.7万円	約10.7万円	なし
	妻が65歳以降 (妻の老齢年金を含む)	約11.3万円	約12.3万円	約6.4万円

※ご主人が会社員および公務員・教員については、平均標準報酬月額を35万円、平均標準報酬額を45万円、厚生年金および共済年金の加入月数は平成15年3月以前を168か月、平成15年4月以降を132か月として計算しています。  
 ※妻は40年間国民年金に加入し、65歳から老齢基礎年金を満額受給するものとして計算しています。経過的寡婦加算は含みません。  
 ※計算にあたっては平成26年度価格を使用し、PGF生命にて計算しております。なお、以降の物価スライド率は考慮しておりません。  
 ※子とは18歳に到達した直後に到来する3月31日(年度末)までの子をいいます。  
 ※計算にあたっては、千円未満を四捨五入にて計算しています。

必要となる生活費から遺族年金で支給される金額を差し引くことで必要となる保障額が見えてきます。あなたの必要保障額を計算してみましょう。



※上記必要保障額は、あくまで目安として計算いただくものであり正確性をお約束するものではありません。また、ご契約者自らのご記入いただけますようお願いいたします。

たとえば、ご主人が働けなくなった場合

## 就労不能



公的な制度には一定以上の障害状態になった場合に受け取れる障害年金があります。  
受取額は家族構成や障害状態となった人の職業によって異なります。

[ご本人が受け取ることのできるひと月あたりの障害年金(障害等級2級のケース)]

(平成26年度価格)

		会社員世帯	公務員・教員世帯	自営業世帯
		障害基礎年金 + 障害厚生年金	障害基礎年金 + 障害共済年金	障害基礎年金
子3人の場合		約17.2万円	約18.5万円	約10.8万円
子2人の場合		約16.6万円	約17.9万円	約10.1万円
子1人の場合		約14.8万円	約16.1万円	約8.3万円
子がないとき		約12.9万円	約14.2万円	約6.4万円

※ご主人が会社員および公務員・教員については、平均標準報酬月額を35万円、平均標準報酬額を45万円、厚生年金および共済年金の加入月数は平成15年3月以前を168か月、平成15年4月以降を132か月として計算しています。  
 ※計算にあたっては平成26年度価格を使用し、PGF生命にて計算しております。なお、以降の物価スライド率は考慮しておりません。  
 ※子とは18歳に到達した直後に到来する3月31日(年度末)までの子をいいます。  
 ※計算にあたっては、千円未満を四捨五入にて計算しています。

病気になった時に怖いこと。それは病気になった事実よりその後の後遺症が原因で働けなくなることで収入が途絶えることです。生活費はもとより継続的な治療費とあわせ、場合によっては介護に要するお金も必要となります。



※上記必要保障額は、あくまで目安として計算いただくものであり正確性をお約束するものではありません。また、ご契約者自らのご記入いただけますようお願いいたします。

上記は平成27年1月現在の遺族年金および障害年金の概要について記載したものであり 将来変更される可能性があります。くわしくは、所轄の年金事務所等にご照会ください。



# PGF家族収入保険は、「精神の障害」や「高度障害状態」で働けなくなったときも保障します。

## 特定障害年金

**ポイント 3** 「精神の障害」の場合、特定障害年金を3年間受け取れます。



例えば…

・双極性障害(躁うつ病)によって、入退院を繰り返し日常生活に著しい制限を受け障害等級2級に認定された。

※等級の認定は症状等から総合的に判断されるため上記例でも等級認定が異なることがあります。

例えば…

PGF生命所定の判定基準をみだし、精神の障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、もしくは日常生活に著しい制限を加えることを必要とする状態に該当し、その状態が180日以上継続したと医師に診断された場合。

・統合失調症によって入院による治療を行っている。日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要となった。

保険期間中に被保険者が所定の精神の障害に該当した場合、3年間、毎月お受取りいただけます。

所定の精神障害状態の例

障害等級1級の第10号	精神の障害であって、21ページの別表中第1号から9号と同程度以上と認められる程度のもの
障害等級2級の第16号	精神の障害であって、21ページの別表中第1号から15号と同程度以上と認められる程度のもの

※上記以外にもPGF生命の約款所定の支払事由に該当したときお支払いします。所定の精神障害については、「ご契約のしおり・約款」別表43・44をご覧ください。

## 高度障害年金

**ポイント 4** 「高度障害状態」の場合、毎月一定額の年金を受け取れます。



例えば…

・運動中の事故で脊椎を損傷して、中枢神経系に著しい障害をのこし、終身常に介護が必要になった。

・交通事故の後遺症として下半身の麻痺(両下肢を自分の意志でまったく動かせない状態)が生じ、回復の見込みがない場合。

・緑内障で両眼を失明(矯正視力が0.02以下)し、回復の見込みがない場合。

保険期間中に被保険者が所定の高度障害状態に該当された場合、保険期間満了まで毎月お受取りいただけます。

所定の高度障害状態の例

◆両眼の視力を全く永久に失ったもの ◆言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの  
◆両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 等

※所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「別表1 対象となる高度障害状態」をご覧ください。

【ご契約例】  
●契約年齢(被保険者): 30歳  
●保険期間: 60歳満了 ●年金月額: 20万円  
●保険料払込期間: 60歳まで



## 特定障害年金

35歳時に所定の精神の障害に該当し、特定障害年金を受け取る場合



特定障害年金の受取総額: 720万円(年金月額20万円×12か月×3年)

●特定障害年金のお支払後も、ご契約は継続し、保険料をお払込みいただけます。家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由に該当した場合は、年金をお支払いします。  
※特定障害年金のお支払後、再度、支払事由に該当した場合はお支払いしません。  
※高度障害年金または就労不能障害年金が支払われた場合には、その支払事由発生日後に支払事由の生じた特定障害年金はお支払いしません。

## 高度障害年金

40歳時に所定の高度障害状態に該当し、高度障害年金を受け取る場合



高度障害年金の受取総額: 4,800万円(年金月額20万円×12か月×20年)



# 月払保険料例表

(口座振替扱い)

※平成27年4月現在の基礎率等(予定利率等)に基づいて算出した保険料について記載しています。  
 ※保険料払込方法は月払、半年払、年払からお選びいただけます。なお、当例表の保険料は、月払となりま  
 ※当例表では、災害死亡給付特約および保険料払込免除特約型は付加していません。  
 ※下記保険料例表において「-」と表示された区分は、記載の保険期間および保険料払込期間の契約年齢範囲を  
 ※半年払・年払保険料や下記保険期間・保険料払込期間以外の保険料につきましては担当者にお問い合わせく

す。また、保険料払込期間と保険期間は同一となります。

超えているためお申込みいただくことができません。  
 ださい。

## 男性

【単位：円】

年金月額	15万		20万		25万		30万		
	60歳	65歳	60歳	65歳	60歳	65歳	60歳	65歳	
契約年齢(被保険者)(歳)	20	5,955	7,425	7,740	9,700	9,675	12,125	11,610	14,550
	21	6,000	7,530	7,800	9,820	9,750	12,275	11,700	14,730
	22	6,045	7,605	7,860	9,940	9,825	12,425	11,790	14,910
	23	6,090	7,695	7,920	10,060	9,900	12,575	11,880	15,090
	24	6,135	7,770	7,980	10,160	9,975	12,700	11,970	15,240
	25	6,180	7,860	8,040	10,280	10,050	12,850	12,060	15,420
	26	6,225	7,950	8,100	10,400	10,125	13,000	12,150	15,600
	27	6,285	8,070	8,180	10,540	10,225	13,175	12,270	15,810
	28	6,360	8,175	8,260	10,700	10,325	13,375	12,390	16,050
	29	6,420	8,280	8,340	10,840	10,425	13,550	12,510	16,260
	30	6,480	8,385	8,420	10,980	10,525	13,725	12,630	16,470
	31	6,540	8,490	8,520	11,120	10,650	13,900	12,780	16,680
	32	6,615	8,625	8,620	11,280	10,775	14,100	12,930	16,920
	33	6,690	8,760	8,720	11,480	10,900	14,350	13,080	17,220
	34	6,765	8,895	8,820	11,660	11,025	14,575	13,230	17,490
	35	6,840	9,030	8,920	11,840	11,150	14,800	13,380	17,760
	36	6,930	9,180	9,020	12,020	11,275	15,025	13,530	18,030
	37	7,020	9,315	9,140	12,220	11,425	15,275	13,710	18,330
	38	7,110	9,465	9,280	12,420	11,600	15,525	13,920	18,630
	39	7,200	9,615	9,400	12,620	11,750	15,775	14,100	18,930
40	7,275	9,780	9,500	12,820	11,875	16,025	14,250	19,230	
41	7,365	9,930	9,620	13,040	12,025	16,300	14,430	19,560	
42	7,470	10,080	9,740	13,240	12,175	16,550	14,610	19,860	
43	7,560	10,245	9,860	13,440	12,325	16,800	14,790	20,160	
44	7,635	10,395	9,980	13,660	12,475	17,075	14,970	20,490	
45	7,710	10,530	10,080	13,840	12,600	17,300	15,120	20,760	
46	7,785	10,665	10,180	14,020	12,725	17,525	15,270	21,030	
47	7,860	10,800	10,280	14,180	12,850	17,725	15,420	21,270	
48	7,935	10,920	10,380	14,360	12,975	17,950	15,570	21,540	
49	8,040	11,025	10,500	14,500	13,125	18,125	15,750	21,750	
50	8,130	11,115	10,620	14,620	13,275	18,275	15,930	21,930	
51	-	11,205	-	14,740	-	18,425	-	22,110	
52	-	11,280	-	14,840	-	18,550	-	22,260	
53	-	11,355	-	14,920	-	18,650	-	22,380	
54	-	11,415	-	15,000	-	18,750	-	22,500	
55	-	11,475	-	15,100	-	18,875	-	22,650	

## 女性

【単位：円】

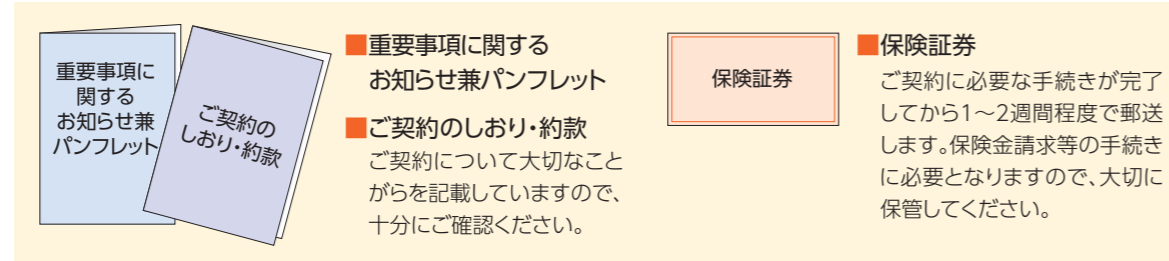
年金月額	15万		20万		25万		30万		
	60歳	65歳	60歳	65歳	60歳	65歳	60歳	65歳	
契約年齢(被保険者)(歳)	20	3,945	4,740	5,060	6,100	6,325	7,625	7,590	9,150
	21	4,005	4,830	5,140	6,220	6,425	7,775	7,710	9,330
	22	4,065	4,905	5,220	6,340	6,525	7,925	7,830	9,510
	23	4,140	4,980	5,300	6,440	6,625	8,050	7,950	9,660
	24	4,185	5,055	5,360	6,540	6,700	8,175	8,040	9,810
	25	4,230	5,115	5,420	6,620	6,775	8,275	8,130	9,930
	26	4,275	5,175	5,480	6,700	6,850	8,375	8,220	10,050
	27	4,320	5,250	5,560	6,780	6,950	8,475	8,340	10,170
	28	4,365	5,310	5,620	6,860	7,025	8,575	8,430	10,290
	29	4,410	5,385	5,680	6,960	7,100	8,700	8,520	10,440
	30	4,440	5,445	5,720	7,060	7,150	8,825	8,580	10,590
	31	4,470	5,490	5,760	7,120	7,200	8,900	8,640	10,680
	32	4,500	5,550	5,800	7,200	7,250	9,000	8,700	10,800
	33	4,545	5,610	5,860	7,280	7,325	9,100	8,790	10,920
	34	4,575	5,670	5,900	7,360	7,375	9,200	8,850	11,040
	35	4,620	5,730	5,960	7,440	7,450	9,300	8,940	11,160
	36	4,650	5,805	6,000	7,520	7,500	9,400	9,000	11,280
	37	4,695	5,850	6,040	7,580	7,550	9,475	9,060	11,370
	38	4,725	5,910	6,080	7,660	7,600	9,575	9,120	11,490
	39	4,740	5,955	6,100	7,740	7,625	9,675	9,150	11,610
40	4,770	6,000	6,140	7,800	7,675	9,750	9,210	11,700	
41	4,800	6,045	6,180	7,860	7,725	9,825	9,270	11,790	
42	4,830	6,105	6,220	7,940	7,775	9,925	9,330	11,910	
43	4,860	6,165	6,280	8,020	7,850	10,025	9,420	12,030	
44	4,890	6,210	6,320	8,080	7,900	10,100	9,480	12,120	
45	4,905	6,240	6,340	8,120	7,925	10,150	9,510	12,180	
46	4,935	6,285	6,380	8,180	7,975	10,225	9,570	12,270	
47	4,965	6,345	6,420	8,240	8,025	10,300	9,630	12,360	
48	4,995	6,360	6,460	8,260	8,075	10,325	9,690	12,390	
49	5,010	6,375	6,480	8,280	8,100	10,350	9,720	12,420	
50	5,040	6,375	6,520	8,280	8,150	10,350	9,780	12,420	
51	-	6,360	-	8,260	-	10,325	-	12,390	
52	-	6,360	-	8,260	-	10,325	-	12,390	
53	-	6,345	-	8,240	-	10,300	-	12,360	
54	-	6,300	-	8,200	-	10,250	-	12,300	
55	-	6,285	-	8,180	-	10,225	-	12,270	



## よくあるご質問について

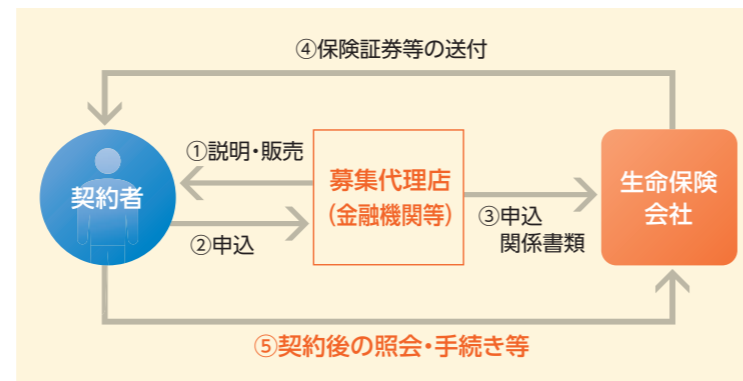
### Q1 | この商品は預金の一種ですか？

**A1** いいえ。  
この商品は「**生命保険商品**」です。**預金とは違い、元本の保証はありません。**



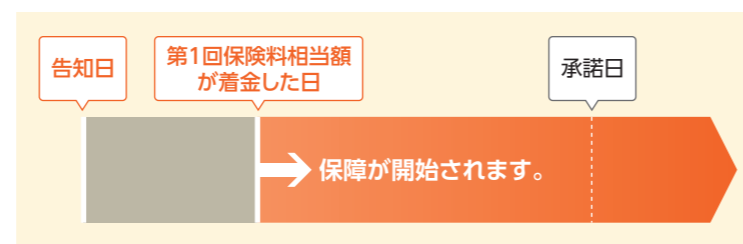
### Q2 | 契約後の照会は保険会社にすればいい？

**A2** はい。  
引受保険会社である**PGF生命**にご照会ください。



### Q3 | 保障はいつからはじまりますか？

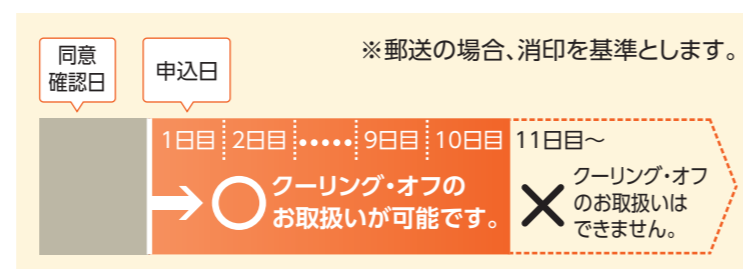
**A3** 責任開始期です。  
責任開始期とは、**告知**ならびに**第1回保険料相当額のお支払い**がともに完了したときです。



▶くわしくは31ページの「保障を開始する時期(責任開始期)について」をご覧ください。

### Q4 | クーリング・オフはできますか？

**A4** できます。  
クーリング・オフ制度の対象となりますので、**10日以内**であればお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

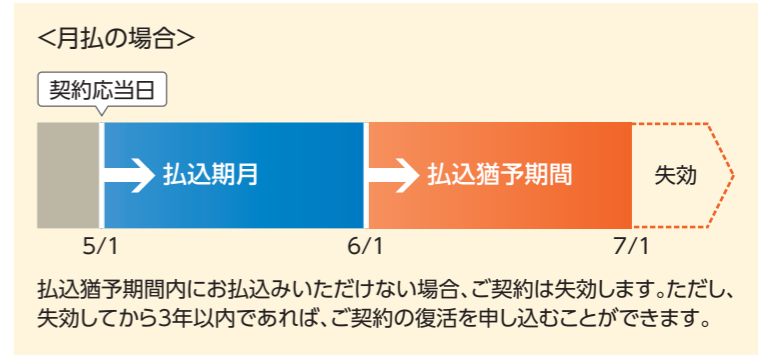


▶くわしくは29~30ページの「お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について」をご覧ください。

### Q5 | 保険料の払込みが遅れると、すぐに契約の効力はなくなりますか？

**A5** いいえ。  
保険料の**払込猶予期間**がありますので、その期間内にお支払いいただければ契約は継続します。

※払込猶予期間は払込方法によって異なります。



▶くわしくは32ページの「保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について」をご覧ください。

### Q6 | 年金を一括で受け取ることができますか？

**A6** できます。  
一括で受け取ることや、一部を一括で受け取り、のこりの部分を年金で受け取ること等ができます。



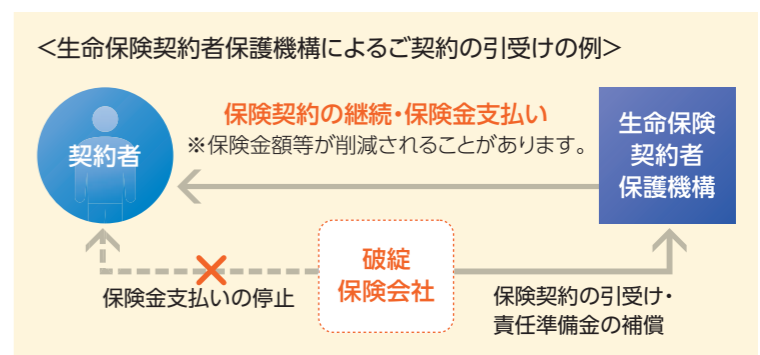
### Q7 | 就労不能障害年金と特定障害年金はどんなときに支払われますか？

**A7** 障害基礎年金の支給要件に該当したと認定された場合です。  
障害基礎年金の支給要件(障害等級1級または2級)に認定された場合にお支払いします。また、認定されない場合でもPGF生命の定める支払事由に該当した場合にはお支払いします。

▶くわしくは20~21ページの「主な保障内容について」をご覧ください。

### Q8 | 引受保険会社が経営破綻した場合、契約はなくなりますか？

**A8** いいえ。  
PGF生命は生命保険契約者保護機構の会員です。会員である保険会社が経営破綻に陥った場合、**生命保険契約者保護機構が保険契約の継続を図ります。**



▶くわしくは33ページの「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。



# 契約概要

**⚠ ご契約の前に必ずお読みください。**

- ✓ この「契約概要」は、契約の内容等に関する重要な事項のうち、**特にご確認くださいたい事項**を記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、**内容をご確認、ご了解のうえ、お申込み**いただきますようお願いいたします。また、お客さまの申込内容については申込書の控をお渡ししますのでご確認をお願いいたします。
- ✓ 「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 | 商品の特徴と仕組みについて

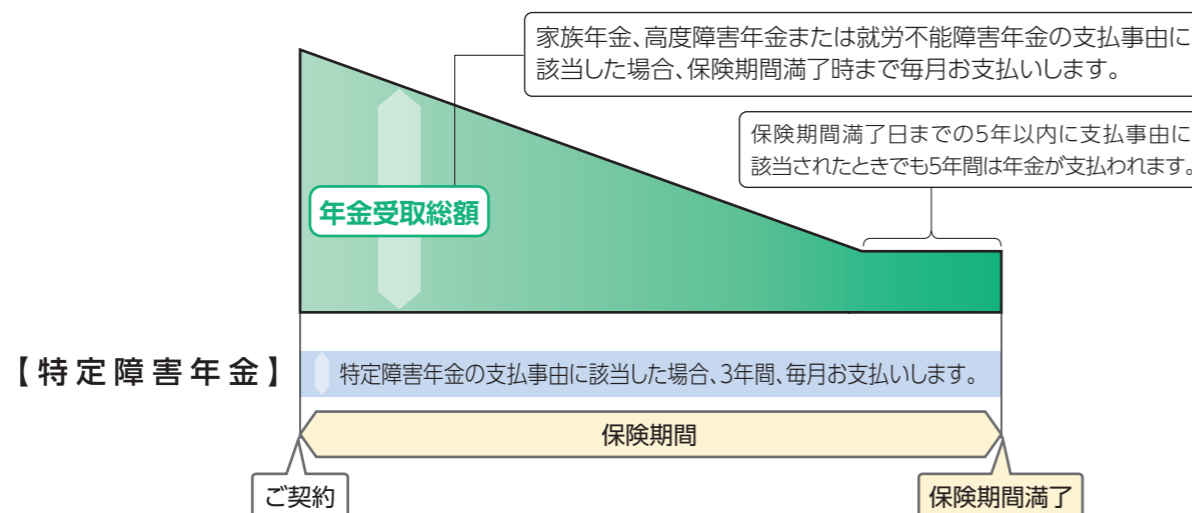
➔ 保険商品の名称：就労不能障害保障型家族収入保険

➔ 商品の特徴

●この保険は一定期間、万一の場合や所定の高度障害状態または就労不能障害状態に該当した場合の保障を確保できる、満期保険金のない生命保険です。

<イメージ図>

【家族年金・高度障害年金・就労不能障害年金】(年金受取総額の推移)



**受取方法はニーズに応じて選択できます**

年金は年金でのお受取りにかえて、未支払分の全部または一部の現価を一時金としてお受取りいただけます。また、年金受取中に、未支払分の全部または一部の現価を一時金としてお受取りいただけます。

## 2 | 主な保障内容について

給付名称	支払事由
家族年金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになった場合にお支払いします。
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の高度障害状態*1になられたときにお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                     所定の高度障害状態の例／◆両眼の視力を全く永久に失ったもの◆言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの◆両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの 等                 </div>
就労不能障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の就労不能障害状態のうち、つぎの(1)*2または(2)*3のいずれかに該当した場合にお支払いします。 (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第1号から第9号もしくは第11号または2級の第1号から第15号もしくは第17号のいずれかに該当したと認定されたとき。 (2) (1)以外にも、PGF生命の約款所定の支払事由に該当したとき。 ただし、高度障害年金が支払われる場合を除きます。
特定障害年金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病を原因として、保険期間中に所定の就労不能障害状態のうち、つぎの(1)*2または(2)*3のいずれかに該当した場合にお支払いします。 (1) 国民年金法に基づき、障害基礎年金の支給要件のうち、1級の第10号または2級の第16号に該当したと認定されたとき。 (2) (1)以外にも、PGF生命の約款所定の支払事由に該当したとき。 ただし、高度障害年金が支払われる場合を除きます。

\*1 所定の高度障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」の「別表1 対象となる高度障害状態」をご覧ください。

\*2 (1)について、くわしくは21ページの「国民年金法施行令第4条の6別表」および「ご契約のしおり・約款」別表43をご覧ください。

\*3 (2)について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43、44をご覧ください。

<保険料の払込免除について>

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の身体障害状態\*4になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

\*4 所定の身体障害状態について、くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表3をご覧ください。



就労不能障害年金、特定障害年金は障害基礎年金の支給要件(障害等級1級または2級)に該当したと認定された場合にお支払いします。また、認定されない場合でも、PGF生命の約款所定の支払事由に該当した場合\*にはお支払いします。

\*くわしくは「ご契約のしおり・約款」別表43、44をご覧ください。

【国民年金法施行令第4条の6別表】

■障害等級 1級…他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
7	両下肢を足関節以上で欠くもの
8	体幹の機能に座ることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
11	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■障害等級 2級…必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度の状態をいいます。

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に著しい障害を有するもの
4	そしゃくの機能を欠くもの
5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※平成25年4月現在の「国民年金法施行令第4条の6別表」に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

□ 就労不能障害年金の支払事由に該当する状態 □ 特定障害年金の支払事由に該当する状態

### 3 | 主な特約とその内容について

#### ➔ 保険料払込免除特約I型

この特約の保険期間中に、所定の三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患し、下記の所定の状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みが免除されるとともに所定の既払込保険料相当額をお支払いします。

以下の免除事由に該当された場合が対象となります。

**がん\***  
(悪性新生物)

- この特約の責任開始期からその日を含めて90日目日の翌日以後、この特約の保険期間中に、初めて所定の「がん(悪性新生物)」に罹患したと医師によって診断確定されたとき。
- \*被保険者が、がん(悪性新生物)の責任開始期前に、この特約の対象となるがん(悪性新生物)に罹患したと一度でも診断確定されていた場合には、この特約による保険料の払込免除および既払込保険料相当額のお支払いはしません。

**急性心筋梗塞**

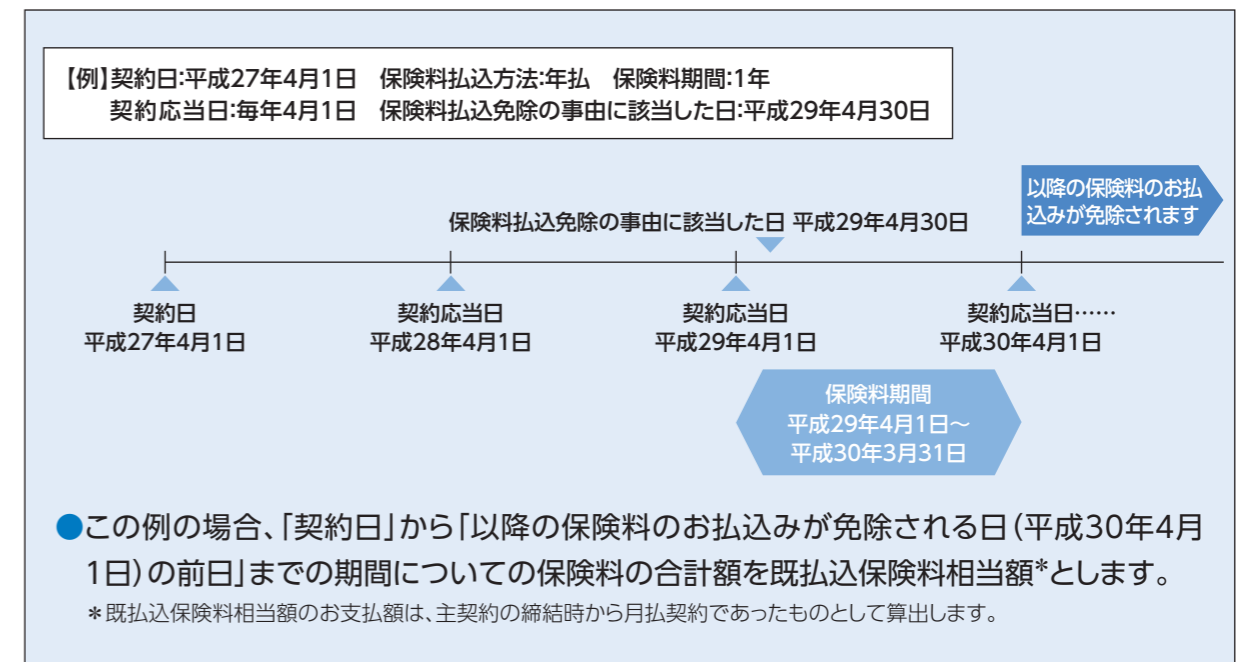
- この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。

**脳卒中**

- この特約の責任開始期以後の疾病を原因として、この特約の保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害・運動失調・麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。

- この特約の保険期間は主契約の保険料払込期間と同一になります。
- お支払いする既払込保険料相当額は、契約日からこの特約における保険料払込免除の事由に該当した日の属する保険料期間\*の末日までに払い込まれるべき主契約および特約の合計額となります。

\*保険料払込期間中の各契約応当日(月払・半年払・年払の場合、各月・半年・各年ごとの契約応当日)からつぎの契約応当日の前日までの期間をいいます。





- この特約の保険期間満了日からその日を含めて60日以内に、急性心筋梗塞および脳卒中を原因として保険料払込免除事由が生じたときは、この特約の有効期間中にその状態に該当されたものとして既払込保険料相当額をお支払いします。
- 対象となるがん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中については下記をご覧ください(くわしくは、「ご契約のしおり・約款」別表41をご覧ください)。

<p><b>がん(悪性新生物)</b> ※「上皮内がん」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象となりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●口腔および咽頭の悪性新生物</li> <li>●消化器および腹膜の悪性新生物</li> <li>●呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物</li> <li>●骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物のうち、 (1)骨および関節軟骨の悪性新生物 (2)結合組織およびその他軟部組織の悪性新生物 (3)皮膚の悪性黒色腫 (4)女性乳房の悪性新生物 (5)男性乳房の悪性新生物</li> <li>●泌尿生殖器の悪性新生物</li> <li>●その他および部位不明の悪性新生物</li> <li>●リンパ組織および造血組織の悪性新生物</li> </ul>
<p><b>急性心筋梗塞</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします(狭心症等を除きます)。</li> </ul>
<p><b>脳卒中</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄とします。</li> </ul>

**●この特約の解約返戻金はありません。**

※本特約を付加した場合、本特約部分の保険料は主契約・特約(災害死亡給付特約)の保険料に含まれます。  
 ※年金額等の減額が行われた主契約または特約は、主契約の締結時から被保険者が保険料の払込免除事由に該当したときの年金額等であったものとして取り扱います。この場合、支払われる既払込保険料相当額は、実際にお払込みいただいた保険料の合計額よりも少なくなります。  
 ※保険料払込期間満了後に三大疾病(がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患された場合には、既払込保険料相当額のお支払いはありません。

**➔ 災害死亡給付特約**

- 被保険者が、この特約の責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故(不慮の事故が発生した日から180日以内に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合が対象となります)または所定の感染症を直接の原因として、特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いします。

※本特約を付加する場合、本特約の特約保険料のお払込みが伴います。  
 ※災害死亡保険金または災害高度障害保険金をお支払いした場合、保障は消滅します。  
 ※この特約の保険期間は主契約の保険料払込期間と同一になります。

**➔ 保険金等の支払方法の選択に関する特約**

- 災害死亡(災害高度障害)保険金等の全部または一部を、保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加することで、一時金でのお受取りにかえて年金で受け取ることができます。また、一時金や年金でのお受取りにかえて、据え置くことも可能です。
- 年金種類は「確定年金(年金支払期間指定型)」「確定年金(年金額指定型)」「保証期間付終身年金」「保証期間付夫婦連生終身年金」よりご選択いただけます。

- 年金基金設定日における年金額がPGF生命所定の最低年金額(1回の年金年額が24万円)に達しない場合、年金でのお受取りはできません。また、年金受取人の年齢によっては、選択できない年金種類があります(確定年金の場合、0歳以降100歳から年金受取期間の年数を控除した年齢まで\*1、保証期間付(夫婦連生)終身年金の場合、50歳以降100歳から保証期間の年数を控除した年齢まで\*1選択いただけます)。取扱年金額、取扱年齢範囲等くわしくはPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にお問い合わせください。

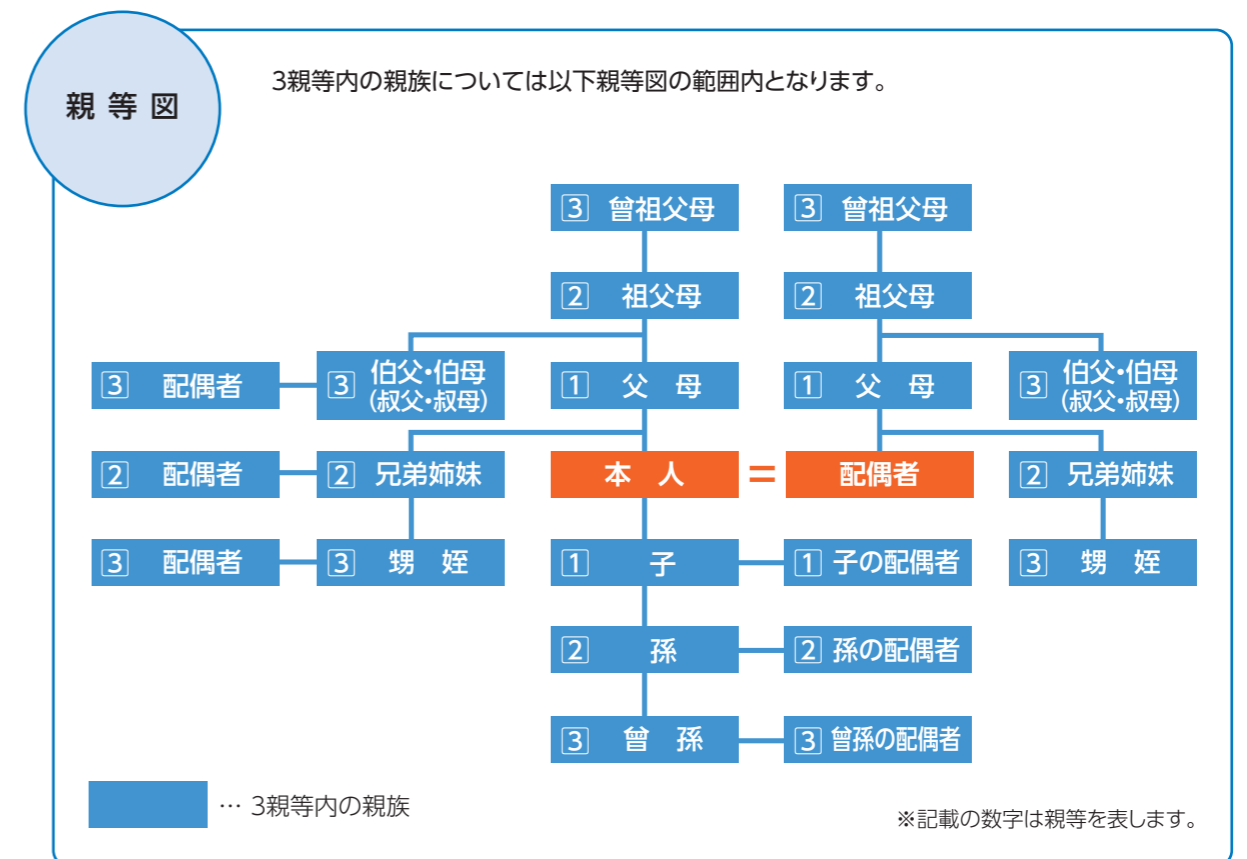
- 災害死亡(災害高度障害)保険金を据え置く場合、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間を限度に、PGF生命所定の利息\*2をつけて据え置きます。

\*1 90歳を限度とします。  
 \*2 据置利息はPGF生命所定の利率および計算方法で計算され、金利情勢等により将来に向かって見直されることがあります。  
 ※将来お受取りになる年金額は、年金基金設定時の基礎率等(予定利率等)に基づいて計算され、算出されます。

**➔ 指定代理請求特約**

- 主契約の被保険者と受取人が同一人となる保険金等について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 主契約の被保険者と契約者が同一人となる場合の保険料の払込免除について、契約者がご請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。
- 指定代理請求人は1名とし、以下の範囲内より指定いただけます。なお、契約者は被保険者の同意を得て、この範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族





## → リビング・ニーズ特約

●被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、年金の一時支払による年金現価\*の全部または一部を被保険者にお支払いします(被保険者(または指定代理請求人)が指定した金額(指定保険金額)から指定保険金額に対する6か月分の利息と6か月分の保険料相当額を差し引いてお支払いします)。

●最高支払限度額はPGF生命の他の保険契約と通算して3,000万円を限度とします。

※年金の一時支払による年金現価\*の全部をお支払いする場合、以後、保険契約は消滅します。また、一部をお支払いする場合、お支払いした部分に相当する金額は減額されたものとして取り扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。

\*年金現価とは、将来の年金を支払うために必要なその時点における金額をいい、将来の受取総額を所定の利率で割り引いて計算します。

※余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、PGF生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

※本特約による保険金請求は、保険期間満了の12か月以上前であることを要します。

## 4 | 保険料について

保 険 料 払 込 方 法	月払・半年払・年払・年払(全期前納)* *ご契約時に保険料の全てをまとめてお支払いいただくことができます(全期前納)。この場合の保険料払込方法は年払となります。
保 険 料 払 込 期 間	10年・15年・20年・25年・30年・55歳・60歳・65歳
保 険 料 払 込 方 法 ( 経 路 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>●初回保険料(第1回保険料) PGF生命の指定する口座にお振込みいただけます。</li> <li>●第2回目以降の保険料</li> <li>●以下の払込方法(経路)よりお支払いいただけます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①口座振替扱いでお支払いになる方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PGF生命が提携している金融機関の口座振替によりお支払いいただく方法です。口座振替日は金融機関によって異なります。</li> </ul> </li> <li>②クレジットカードによりお支払いになる方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・PGF生命が契約しているクレジットカード会社よりカード決済にてお支払いいただく方法です。</li> <li>・クレジットカードによる保険料のお支払いをご希望される場合は、クレジットカード会社に対してご利用のカードについての有効性等の確認をさせていただきます(有効性等の確認ができなかった場合にはお取り扱いできない場合があります)。</li> <li>・保険料払込方法が月払で、1件あたりの保険料が5万円までのご契約につきご利用いただけます。なお、半年払・年払の保険料、および前納保険料のお支払いについてはご利用いただけません。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>※保険料の払込方法(経路)には、上記の方法以外にもPGF生命が団体扱契約を締結している勤務先等の団体を経由してお支払いいただく方法があります。この場合、口座振替でお支払いになる保険料よりも保険料が割安になる可能性があります。なお、団体扱の方法による初回保険料のお支払いは当募集代理店では、お取り扱いしておりません。具体的な手続きにつきましては、PGF生命までお問い合わせください。</p>
最 低 保 険 料	月払:3,000円/半年払:18,000円/年払:36,000円

※保険料は契約日を基準にお申込内容・被保険者の性別・満年齢により計算されます。

### <高額割引制度について>

ご契約の主契約の年金月額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料の負担が軽くなります。

※ご契約の主契約の年金月額が10万円以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されますが、「年金月額10万円以上15万円未満」「年金月額15万円以上20万円未満」「年金月額20万円以上」のご契約では、保険料の高額割引制度は、一度にお申込みされるすべての年金月額を合算した金額ではなく、1契約ごとの年金月額に適用されます。したがって、「PGF家族収入保険」を複数に分けてお申込みされる場合、分けずに1契約でお申込みされる場合と比べると保険料が高くなる場合があります。

### <前納について>

●将来の保険料の全部または一部(月払契約の場合は5回以上となります)を前もってお支払いいただくことができます。

●保険料を前納いただいた場合、PGF生命所定の利率で保険料を割引きます。

※前納期間中、解約返戻金や家族年金等をお支払いする場合や保険料の払込免除等、保険料のお支払いを要しなくなった場合を除き、前納保険料の残額の払戻しはできません。



## 5 | ご加入条件について

保険期間・被保険者の契約年齢範囲(満年齢)	保険期間		保険料 払込期間	被保険者の契約年齢範囲	
	年齢	期間	年齢	年齢範囲	
保険期間・ 被保険者の契約 年齢範囲(満年齢)	歳満期	55歳	55歳	20~45歳	
		60歳	60歳	20~50歳	
		65歳	65歳	20~55歳	
		55歳	10年	10年	20~45歳
			15年	15年	20~40歳
			20年	20年	20~35歳
		60歳	10年	10年	20~50歳
			15年	15年	20~45歳
			20年	20年	20~40歳
	55歳		55歳	20~45歳	
	65歳	10年	10年	20~55歳	
		15年	15年	20~50歳	
		20年	20年	20~45歳	
		55歳	55歳	20~45歳	
		60歳	60歳	20~50歳	
年満期	10年	10年	30~55歳		
	15年	15年	30~50歳		
	20年	20年	30~45歳		
	25年	25年	30~40歳		
	30年	30年	25~35歳		
最低年金月額	5万円(取扱単位:1万円)				

※年金月額、保険料等については申込書面または申込書控にてご確認ください。  
 ※上記以外にもご加入に際しては制限がございます。

## 6 | 配当金について

- この保険は無配当保険のため、配当金はありません。

## 7 | 解約返戻金について

- 本商品における解約返戻金額はほとんどないかあってもごくわずかとなります。
- 保険料払込期間中、家族年金等の年金月額を減額し、保険料のお払込額を少なくすることができます。減額は主契約の家族年金等の年金月額が5万円を下限として1万円単位で取り扱います。

※解約返戻金につきましては、PGF生命コールセンター(0120-56-2269)までお問い合わせください。  
 ※特定障害年金をお支払いする場合、解約返戻金はその支払事由に該当した日以後、お支払いしない場合と比べて減少します。

## 8 | その他

### <この保険にかえて、診査や告知なしで他の保険に加入することについて>

- 家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意を得て、PGF生命の定める取り扱いに基づき、診査や告知なしで、同一被保険者で他の保険契約へ加入(以下「他保険加入」といいます)することができます。
- 他保険加入は、つぎのいずれかの日を他保険加入日とし、その日の前日までの保険料が有効にお払込みいただいている場合に限りお取扱いします。この場合、他保険加入日の前日におけるこの保険の年金現価相当額を限度として、PGF生命所定の範囲とします。

- ①契約応当日(月払の場合は月単位の契約応当日、半年払の場合は半年単位の契約応当日、年払の場合は年単位の契約応当日)
- ②保険期間満了日の翌日

- PGF生命は、他保険加入後のご契約の保険料を受け取ったときに、他保険加入日から他保険加入後のご契約の責任を負います。
- 他保険加入が行われた場合には、保険期間満了日の翌日が他保険加入日となるときを除き、この保険契約は他保険加入日の前日に解約されたものとしします。

### <以下の場合には他保険加入のお取扱いができません>

- 他保険加入日において、この保険契約が責任開始日から2年を経過していないとき
- この保険契約の保険料の払込みが免除されているとき
- この保険契約のご契約に特別条件付保険特約が付加されているとき(ただし、保険金・給付金削減支払法の条件のみが付加されている場合で、保険金削減期間の経過後はお取扱いします)
- 他保険加入日において、PGF生命が他保険加入をお取扱いしていないとき



# 注意喚起情報

**⚠️ ご契約の前に必ずお読みください。**

- ✓ この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して**特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、**内容をご確認・ご了解のうえ、お申込み**いただきますようお願いいたします。
- ✓ この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

## ■お申込みの撤回等の方法

- お申込みの撤回等の意思を記載した書面をPGF生命本社宛に郵送もしくは直接提出していただく方法があります。この場合、書面には「お申込みの撤回等をする旨」を明記のうえ、申込者等の氏名(自署)、住所、電話番号、申込書番号(申込書控に印字)をご記入ください。
- お申込みの撤回等は募集代理店にお申し出いただいてもお手続きできません。PGF生命にお申出ください。

## ■お申込みの撤回等(クーリング・オフ)お申出書面の記載見本(例)

切手 1028015  
00.00.00  
消印有効 10日以内の

〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地  
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社  
クーリング・オフ担当 宛

プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社 行  
私は下記契約の申込みを撤回します。

氏名 ○○ ○○  
住所 ○○県○○市○○町○-○-○  
電話番号 ○○○○-○○-○○○○  
申込書番号 ○○○○○○○○○○

●お申込みの撤回等をする旨の明記  
●自署  
●申込書控に印字  
●送付先住所  
〒102-8015 東京都千代田区一番町21番地  
プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社  
クーリング・オフ担当

## ■お申込みの撤回等のお取扱期限

お申込みの撤回等の方法	お取扱期限
郵送	10日以内の消印まで有効
直接提出	PGF生命本社で書面を受理した日が10日以内まで有効



**PGF生命の指定した医師の診査を受けられた場合は、お申込みの撤回等ができません。**  
※上記以外の場合については、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

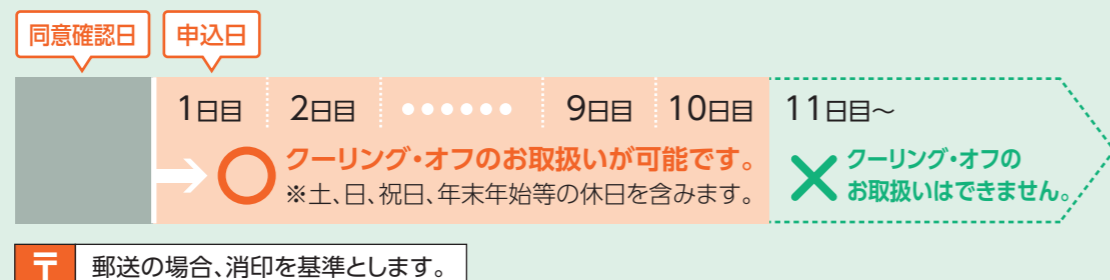
# 1

## お申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について

■ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます(クーリング・オフ制度)。

- 申込者または契約者(以下「申込者等」といいます)は、**申込日**または**本書面についての同意確認日(意向確認書の確認日)**のいずれか遅い日からその日を含めて**10日以内(土、日、祝日、年末年始等の休日を含む)**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます)をすることができます。

### お申込みの撤回等(クーリング・オフ)のながれ



- お申込みの撤回等をされた場合、お払込みいただいた保険料の全額をご返金します。



## 2 告知義務について

### ■健康状態・職業等をありのままに告知してください。

- 契約者や被保険者にはご健康状態やご職業等ありのままを告知していただく義務(告知義務)があります。ご契約にあたっては、「告知書」でPGF生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 医師による診査を受けられる場合、医師が口頭で告知を求めますので、ありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

### ■告知書にて告知してください。

- 告知受領権はPGF生命およびPGF生命が指定した医師が有しております。販売の担当者(生命保険募集人)は告知受領権がなく、**販売の担当者(生命保険募集人)に口頭でお話しされただけでは告知をしていただいたことにはなりません。かならず告知書にて告知してください。**

### ■告知内容等の確認をさせていただくことがあります。

- ご契約の申込み後または家族年金等のご請求の際に、申込内容や家族年金等の請求内容、告知内容等について、**PGF生命社員またはPGF生命の委託を受けた者がご確認にお伺いすることがあります。**

### ■傷病歴等がある場合、ご契約をお断りさせていただいたり、特別な条件をつけてお引受けさせていただく場合があります。

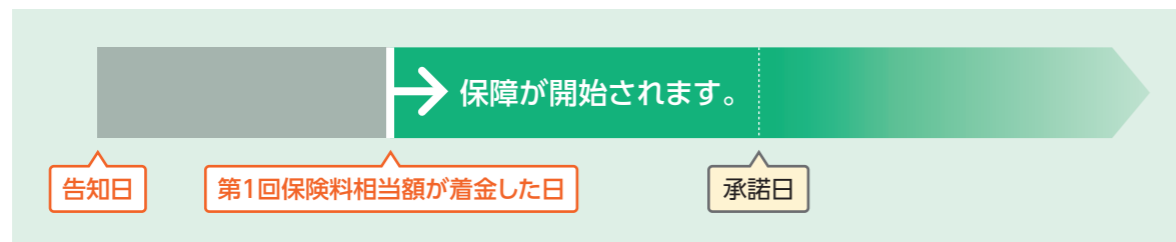
- 傷病歴等がある方を全てお断りするものではなく、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件をつけてご契約をお引受けできる場合があります。また、傷病によっては特別な条件をつけずに「無条件」でご契約をお引受けできる場合があります。

### ■正しく告知されない場合にはデメリットとなる場合があります(告知義務違反等によるご契約の解除等について)。

- **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- **ご契約または特約を解除した場合は、たとえ家族年金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、払込保険料をお返しすることができません。**

## 3 保障を開始する時期(責任開始期)について

### ■PGF生命がご契約のお申込みを承諾した場合には、**第1回保険料相当額のお払込みと告知**がともに完了した時から、ご契約の保障が開始されます。



### ■お客さまのお申込みに対してPGF生命が承諾したときに、契約は成立します。

- 販売の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとPGF生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してPGF生命が承諾したときに有効に成立します。

## 4 家族年金等をお支払いできない場合について(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

### ■代表的な例として、次のような場合には家族年金等をお支払いできないことがあります。

- 責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合。  
ただし、ご契約時の告知等によりPGF生命がその疾病について知っていた場合等は、家族年金等をお支払いすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合。
- 家族年金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または年金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等重大事由によりご契約または特約が解除された場合。
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合。
- 詐欺によりご契約が取消しとなった場合や家族年金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合。
- 免責事由に該当した場合(責任開始日(最後の復活日)から2年以内の被保険者の自殺、契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させた場合等)。

## 5 保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活等について

### ■保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。

- 払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間\*を設けています。

\* 猶予期間は次のとおり払込方法によって異なります。

払込方法	払込猶予期間
月 払 契 約	払込期月の翌月初日から末日までとなります。
半年払・年払契約	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(翌々月に契約応当日がない場合、翌々月の末日)までとなります。ただし、払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、猶予期間はそれぞれ4月、8月、1月の各末日となります。

### ■払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約の効力が失われます(失効)。

### ■ご契約の復活ができる場合があります。

- いったん失効したご契約でも、失効してから3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と所定の金額のお払込みが必要となります。ただし、**健康状態等により復活ができないこともあります。**
- ご契約の復活をPGF生命が承諾した場合には、告知と所定の金額のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。



## 6 解約と解約返戻金について

- 解約返戻金はないか、あってもごくわずかです。
  - 本商品では、お申込みいただいた保険料の大部分は死亡保障や保険契約の締結・維持等の費用に充てられ、これらを除いたのこりを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、本商品における解約返戻金はほとんどないかあってもごくわずかとなります。
- 特定障害年金をお支払いする場合、解約返戻金額はその支払事由に該当した日以後、お支払いしない場合と比べて減少します。
- 家族年金、高度障害年金または就労不能障害年金の支払事由発生後は、ご契約を解約することができません。

## 7 生命保険契約者保護機構について

- PGF生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。
  - 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、下記までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午/午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 8 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

## 9 預金等との違いについて

- 本商品はPGF生命を引受保険会社とする**保険商品**です。このため預金とは異なり、**元本の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません(保険契約者保護機構制度の対象となります)。**

## 10 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合について(詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください)

- 現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申込みをされる場合、**不利益となる場合があります。**
  - 解約・減額されるご契約の解約返戻金は全くないか、ある場合でも多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

## 11 税務のお取扱いについて(「ご契約のしおり・約款」もご確認ください)

### <お申し込みいただく保険料について>

お申込みになった保険料は生命保険料控除の対象となります。1月1日から12月31日までに  
お申し込みいただいた保険料のうち一定の金額が契約者のその年の所得から差し引かれ所得  
税と住民税の負担が軽減されます。

### <家族年金にかかる税金について>

- 家族年金にかかる税金は、契約形態によって異なります。

契約内容	契約例			税金の種類		
	契約者	被保険者	年金受取人	年金で受け取る場合		一時金で受け取る場合の課税
				被保険者死亡時の課税	年金受取時の課税	
契約者と被保険者が同一の場合	本人	本人	配偶者	年金受給権評価額に対して相続税		相続税
契約者と受取人が同一の場合	本人	配偶者	本人	—	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	年金受給権評価額に対して贈与税		贈与税

- 高度障害年金、就労不能障害年金、特定障害年金、リビング・ニーズ特約による保険金等は受取人が、保険料払込免除特約I型の既払込保険料相当額の支払は受取人である契約者が、主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族に該当する場合、所得税および住民税は非課税となります。

※災害死亡保険金については、上記の家族年金について年金支払にかえて一時金で受け取る場合のお取扱いと同一のお取扱いとなります。

※家族年金のお支払開始後に、将来の年金支払にかえて一時金をご請求のときは、一時所得として所得税が課税されます。

※年金でお受取りいただく場合は、毎年の年金受取時に、各年の年金収入金額を所得税の「課税部分(雑所得)」と「非課税部分(相続税、贈与税の課税対象)」に振り分け、「課税部分」にのみ所得税が課税されます。また、雑所得の金額は「課税部分」の年金収入金額から「課税部分」に対応する保険料等を差し引いた金額となります。

平成27年1月現在の税制に基づくもので、将来変更されることがあります。  
個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

## 12 家族年金等のご請求について

■家族年金等の支払事由が生じた場合、契約者のご住所等を変更された場合にはすみやかにPGF生命コールセンター(0120-56-2269)にご連絡ください。

- お客さまからのご請求に応じて、家族年金等のお支払いを行う必要がありますので、家族年金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにPGF生命にご連絡ください。
- PGF生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないことがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

■支払事由が発生する事象、ご請求手続き、家族年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」、「PGF生命ホームページ」、「保険金などのご請求等のご案内」に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

■家族年金等の支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等はご連絡ください。

■受取人に家族年金等を請求できない所定の事情がある場合、指定代理請求人が請求することができます。

- 指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる場合があることを、あらかじめお伝えください。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

## 13 お問い合わせ窓口について

■生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

### お問い合わせ窓口

PGF生命コールセンター

通話料  
無料

コール ジ ブ ロック  
**0120-56-2269**

※携帯電話、PHSからのご利用になれます。

<受付時間>平日8:30~20:00/土曜9:00~17:00(日・祝日・12/31~1/3を除く)

- この商品に係る**指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会**です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により**生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております**。また、**全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております(ホームページアドレス<http://www.seiho.or.jp/>)**。お問い合わせ先については、PGF生命コールセンターまでご照会ください。
- 生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- PGF生命の個人情報保護方針についてはPGF生命ホームページ(<http://www.pgf-life.co.jp>)に掲載しておりますのでご覧ください。上記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

## 14 その他ご確認いただきたい事項について

■家族年金等のお支払いや保険料の払込免除のご請求をする権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年を過ぎますと、時効によって消滅します。

■契約年齢(被保険者)、性別、保険期間、保険料払込期間等によっては、年金総額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下回る場合とあります。

■被保険者は契約者に対してご契約の解約を請求することができます。

※詳細は「ご契約のしおり・約款」をご参照ください。

■借入金を保険料に充当してお申込みいただくことはできません。



## 個人情報のお取扱いについて(ご契約者さまへ)

このお知らせは、PGF生命の生命保険契約の契約者となられる皆さまの個人情報のお取扱いについてまとめたものです。明示事項およびご同意いただきたい同意事項の内容をご確認していただいたうえで、生命保険契約のお申込みにご同意ください。

### ✓ 本申込みにおいて取得する個人情報についてサービスのご提供等のために利用します 明示事項

PGF生命は、生命保険業に伴って取り扱う個人情報につきましては、お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスを提供させていただくために、下記の目的で取得・管理・利用します。なお、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則において、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的にその利用が限定されています。

- ①各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理  
③PGF生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ④その他保険に関連・付随する業務

### ✓ 必要な範囲で医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供します 同意事項

PGF生命は、各種保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、保険事業の公平性確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、医療・健康情報等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供致します。

取得した機微(センシティブ)情報等の個人情報は担当部門以外に業務上適切な範囲で契約者・被保険者・募集関係人・事務担当者等に知らせることがあります。なお、機微(センシティブ)情報等の個人情報は既に取得しているものも含まれます。

また、お申込内容の確認等をさせていただくことがあります。被保険者さまの機微(センシティブ)情報等の個人情報についてご契約者さま等より取得する場合があります。

### ✓ 保険契約が締結に至らなかった場合や消滅した後も個人情報を保持します 同意事項

PGF生命は、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにおいて取得した、または既に取得している個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も保持致します。なお、取得した申込関係書類等についての返却は行いません。

### ✓ 個人情報を再保険会社に提供することがあります 同意事項

PGF生命は各種保険契約のお引受けの判断を照会したり、お引受け後の保険契約の引受リスクを適切に分散するために再保険(再々保険以降の再保険を含む)を行うことがあります。この場合、PGF生命は再保険会社が各種保険契約のお引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に利用するために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

また、提供する個人情報には受取人、指定代理請求人、ご家族情報等が含まれる場合がございますので、あらかじめご契約者さまよりご説明、ご了解をいただいたうえでお申込みくださいますようお願い致します。

### ✓ 個人情報を医療機関等に照会・提供することがあります 同意事項

PGF生命は、医療機関へ前述「各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い」の利用目的達成のために業務上適切な範囲で既に取得しているものも含めてお申込内容等の個人情報を照会・提供する場合があります。

### ✓ 個人情報をお客さまが所属する団体に提供することがあります 同意事項

勤務先等の団体扱・集団扱等でご加入される場合、PGF生命はお客さまの所属する団体へ前述の利用目的達成のために業務上適切な範囲でお申込内容等の個人情報を提供する場合があります。

### ✓ ジブラルタ生命との間で個人情報を相互に提供します 同意事項

PGF生命は、PGF生命のグループ会社であるジブラルタ生命に加入されているご契約がある場合、機微(センシティブ)情報を含め本申込みにおいて取得したまたは両社がすでに取得している個人情報について、PGF生命とジブラルタ生命の間で相互に提供します。提供された個人情報はご契約内容のご照会、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他各種手続きのために利用します。

### ✓ 保険契約等のお引受け・保険金等のお支払いの判断の参考とするために、ご契約内容が登録されます 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会(「協会」)、協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」)とともに、保険契約もしくは共済契約等(「保険契約等」)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(「保険金等」)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付日額等)を協会に登録しております。

協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において前述の目的のため利用されることがあります。また、協会の会員生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

### ✓ お支払い等の判断のために、各生命保険会社等と情報を共同して利用することがあります 明示事項

PGF生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、PGF生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)(3)保険種類、契約日、復活日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて照会をなし、他の生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。

これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社につきましては(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)をご覧ください。

## Memo